中井さくら園　調理業務委託
プロポーザル募集要項

令和８年１１月

下越福祉行政組合

＜目次＞

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　見積額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１、２
５　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　公募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３、４
７　選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
８　契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
９　委託金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
10　委託業務開始前における準備体制・実施事項・・・・・・・・・・・・５
11　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（参考）
〇表１：提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
〇表２：評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

【問合せ・提出先】

下越福祉行政組合　中井さくら園　庶務係
〒957-0007
新発田市小舟町2-9-13
電話：0254-22-4297 Fax：0254-22-4405
電子メール：ryou@shibata-kouiki.jp

１　目的

利用者の健康増進を図るうえで重要な給食の調理業務において、競争原理や公平性を確保しつつ、より利用者の特性と嗜好に配慮した食事を提供できる業者を選定するため、プロポーザルによる総合評価の競争とすることで、価格とサービス内容のバランスに最も優れた業者に業務委託し、効率的な施設運営を行うことを目的とする。

２　業務概要

(1)　業 務 名　　中井さくら園調理業務委託（以下「業務」という。）
(2)　対象施設　　障害者支援施設/福祉型障害児入所施設　中井さくら園
　　利用者定員 成人７５名　児童５名　合計８０名
　　所 在 地　　新発田市小舟町２丁目９番１３号
(3)　委託期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間
　　（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）
(4)　業務内容　　調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

３　見積額

(1)　様式第１７号の見積書に記載する金額は、令和９年度から令和１１年度まで行うことを条件として、委託期間合計の業務委託料の金額（消費税及び地方消費税を除く）とする。また、各年度別の業務委託料の金額を記入しその積算根拠として経費内訳書（様式は任意）を添付すること。
(2)　令和８年度契約額　２４，０００，０００円（税別、年額）
　　７２，０００，０００円（税別、３年間の総額）
(3)　留意事項
　　令和８年度契約額は、見積の参考として示すものであり、予定価格を示すものではない。今後成立する予算に応じて、変更する可能性があります。

４　参加資格

委託期間中、安全かつ円滑に業務を遂行できる事業者であることが必要なため、次のいずれも満たす者とします。
(1)　当組合の令和６・７・８年度物品の調達等入札参加資格者名簿の小分類「福祉施設関連業務」に登録されていること。（登録されていない場合は、参加申込書類の提出期限までに申請すること。）
(2)　地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
(3)　組合が準用する新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成１９年新発田市告示第９０号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
(4)　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当組合の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当組合の資格審査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く)。
(5)　過去３年以内に食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)の規定による営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
(6)　食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して２年を経過していないこと。
(7)　営業に関し、法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。
(8)　国税、地方税について滞納がないこと。
(9)　万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。

(10) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
(11) 公益社団法人日本メディカル給食協会又は他の調理業務委託関係の団体に加入し、代行保証制度が利用可能であること。
(12) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
③ 暴力団員であると認められる者
④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
⑦ 法人であって、その役員のうちに③から⑤までのいずれかに該当する者がある者
(13) 公告日の前日から起算して、過去５年以内に、社会福祉施設の調理業務受注実績を有すること。
(14) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ、本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

５ スケジュール

公募スケジュールは次の日程で行う予定です。（ただし、変更する場合があります。）

公告	令和８年１１月２７日（金）
公募資料の配布期間	令和８年１１月２７日（金）～１２月１１日（金）
調理室見学申込の受付期間	令和８年１１月２７日（金）～１２月４日（金）
調理室の見学会	令和８年１２月７日（月）～１２月１１日（金）
参加申込書類の提出期間	令和８年１１月２７日（金）～１２月１１日（金）
質問の受付期間	令和８年１１月２７日（金）～１２月８日（火）
質問の回答期限	令和８年１２月１０日（木）
企画提案書類の提出期限	令和８年１２月２１日（月）
プレゼンテーション審査	令和８年１２月２５日（金）（予定）
選定結果の通知、公表 （契約候補者決定）	令和９年１月８日（金）（予定）
契約候補者　業務実施準備 業務の引き継ぎ	令和９年１月８日（金）～３月３１日（水）
業務の開始	令和９年４月１日（木）

６　公募手続

(1)　参加申込書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

提出期限	令和８年１２月１１日（金）午後５時まで（必着）
提出書類	表１「提出書類」の「参加資格に関する提出書類」に掲げる書類。
提出部数	各１部提出
提出方法	持参又は郵送してください。 ※持参の場合は、午前８時３０分から午後５時までの間とします。 （土日祝日を除く。） ※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。
問合せ・ 提出先	〒９５７－０００７　新発田市小舟町２丁目９番１３号 下越福祉行政組合 中井さくら園 庶務係 電話：０２５４－２２－４２９７　ＦＡＸ：０２５４－２２－４４０５

(2)　調理室見学

調理室の見学を希望される方については、次のとおりです。

受付期間	令和８年１２月４日（金）正午まで（必着）
提出書類	調理室見学申込書（様式第５号）
提出方法・ 提出先	電子メールで提出してください。 提出先：ryou@shibata-kouiki.jp 担　当：中井さくら園 庶務係 電話：０２５４－２２－４２９７　ＦＡＸ：０２５４－２２－４４０５ ※電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。 送信件名：中井さくら園調理業務委託　調理室見学申込書（応募者名） ※申込書を送信した際は必ず電話で連絡をしてください。
見学方法	見学申込書の受付順に見学日時を指定し、事業者あてにメールにて通知します。なお、希望日時の指定はできないものとします。

(3)　質問の受付及び回答

この募集要項に関する質問の受付及び回答については、次のとおりです。

受付期間	令和８年１２月８日（火）正午まで（必着）
提出書類	質問書（様式第６号）
提出方法・ 提出先	電子メールで提出してください。 提出先：ryou@shibata-kouiki.jp 担　当：中井さくら園 庶務係 電話：０２５４－２２－４２９７　ＦＡＸ：０２５４－２２－４４０５ ※電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。 送信件名：中井さくら園調理業務委託に関する質問（応募者名） ※質問書を送信した際は必ず電話で連絡をしてください。
回答方法	令和８年１２月１０日（木）正午までに組合ホームページに回答を掲載します。

(4)　企画提案書類の提出

提出期限	令和８年１２月２１日（月）午後５時まで
提出書類	表１「提出書類」の「企画提案に関する提出書類」に掲げる書類。
提出部数	各７部　提出
提出方法	持参又は郵送してください。 ※持参の場合は、午前８時３０分から午後５時までの間とします。 （土日祝日を除く。） ※郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。
問合せ・ 提出先	〒９５７－０００７　新発田市小舟町２丁目９番１３号 下越福祉行政組合 中井さくら園 庶務係 電話：０２５４－２２－４２９７　ＦＡＸ：０２５４－２２－４４０５
備考	１　企画提案書の提出は、１応募者につき１件とします。 ２　上記のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。

７　選定方法

選定に係る審査は、「中井さくら園調理業務委託受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書等に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。審査は、選定委員会において別紙「評価基準」により総合評価し、最も評価の高い順に２者を契約候補者及び次点候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点１００点中の６０点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

(1)　プレゼンテーション審査

開催日	令和８年１２月２５日（金）（予定） ※開催時間等の詳細は、別途連絡します。
開催場所	中井さくら園　２階会議室
審査内容	１　応募者による企画提案書のプレンゼンテーション審査 ２　選定委員による企画提案に対するヒアリング
備考	１　出席者は、責任者を含め３名以内としてください。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなします。 ２　開催当日に新しく資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。 ３　プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出てください。 ４　審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

※ 評価内容、配点等は、表２「評価基準」を参照してください。

(2)　選定結果について

選定委員会の審査結果を踏まえ、全ての応募者に選定結果を通知するとともに、組合ホームページにおいても公表します。

なお、選定結果に対する質問や異議には一切応じません。ただし、自己の評価結果に限り、希望する応募者に対し情報提供を行います。

８　契約に関する事項

(1)　契約候補者の決定

契約候補者と委託金額や業務内容の詳細等、契約締結にかかる交渉を行うものとします。

なお、契約交渉が不調に終わった場合には、次点の事業者と交渉を行う。合意に達した事業者から正式に見積書が提出されたのち、委託金額を決定し、随意契約により締結します。

(2)　契約の条件

組合の定める予算の範囲内で随意契約を行うものとします。

９　委託金額

(1)　委託料の支払い

委託料の支払いは月額とし、当月分の業務完了後に請求書を受理し、その日から起算して３０日以内に支払うものとします。

(2)　消費税の取扱い

契約締結後、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、組合は、この契約を変更とすることなく契約金額に変更後の相当額を加減して支払うものとします。

10　委託業務開始前における準備体制・実施事項

契約候補者は、中井さくら園及び令和９年１月時点での現受注者と連絡を密にし、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備、引継ぎを行うものとします。

11　その他留意事項

(1)　参加申込書類を提出した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

(2)　本プロポーザルの参加報酬は無償とします。また、作成・提出に要する費用は参加者の負担とします。

(3)　提出された企画提案書等は返却しません。また、組合はこれらの書類を保存、記録し、本プロポーザルに係る応募書類等全ての書類は、個人情報に関する情報、施設の安全維持に支障となる事項等を除き、情報公開対象とします。

(4)　提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とします。

(5)　募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署（問合せ・提出先に同じ。）その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的として接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(6)　失格条項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

ア　提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

イ　企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合

ウ　プレゼンテーション時に説明用の追加資料等を提出した場合

エ　審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

オ　その他組合が不適格と認める場合

○表１：提出書類

	提出書類	提出部数	様式種別
参加資格に関する提出書類	プロポーザル参加申込書	各１部	様式第１号
	誓約書		様式第２号
	法人概要及び福祉施設給食調理等業務履行実績		様式第３号
	契約書等の写し		任意様式
	保険等の加入状況について		様式第４号
企画提案に関する提出書類	中井さくら園調理業務委託プロポーザル提案書類提出書	各７部	様式第７号
	企画提案書		様式第８号
	福祉施設における調理業務に対する考え方について		様式第９号
	調理業務の実施内容について		様式第１０号
	調理業務の設備等管理について		様式第１１号
	調理業務の運営管理について		様式第１２号
	衛生管理について		様式第１３号
	危機管理・非常時の対応について		様式第１４号
	労働安全衛生の実施体制について		様式第１５号
	独自提案について		様式第１６号
	見積書		様式第１７号

○表２：評価基準

No.	項目	評価基準	配点
1	福祉施設における調理業務に対する考え方	利用者の特性と嗜好に配慮がされているか	１５点
2	調理業務の実施内容	栄養管理、特別食等へのきめ細かい対応が可能か	１５点
3	設備等管理	十分な管理体制が構築されているか	５点
4	運営管理	社員教育やバックアップ体制の管理面は十分か	１０点
5	衛生管理	マニュアルや検査体制が構築されているか	５点
6	危機管理・非常時の対応	非常時における食事提供体制が構築されているか	１０点
7	労働安全衛生	計画の有無や事故時の連絡体制が構築されているか	５点
8	受託実績（福祉施設関係）	同種施設の実績は十分か	５点
9	月間管理費	安価なサービスの提供が可能か	２０点
10	独自提案	上記以外に創意工夫、積極的な提案があるか	１０点
合　計			１００点